

東日本大震災 復興加速化のための第5次提言

～被災者の方々が希望を持って前進していくために～

平成 27 年 5 月 29 日

自 由 民 主 党

公 明 党

はじめに

I. 原子力事故災害被災地域の再生に向けて～復旧から復興への橋渡し

(1) 廃炉・汚染水処理のたゆまぬ実施

- ① 地元との信頼関係の再構築をはじめ足元で残る課題への早急な取り組み
- ② 中長期的な廃炉・汚染水対策のための環境整備・体制強化
- ③ さらに検討を進めるべき課題

(2) 避難指示解除等の着実な実施

(3) 原子力事故災害被災者の自立に向けて

- ① 事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援
- ② 広域のまちづくり

(4) 風評被害対策、リスクコミュニケーションの強化

(5) 中間貯蔵施設の整備

(6) 指定廃棄物の着実な処理

(7) 常磐線の早期復旧に向けて

II. 地震・津波被災地域の早期復興完了に向けて～住宅再建・復興まちづくりの加速化

III. 共通課題

(1) 仮設住宅の供与期間に係る対応

(2) 被災自治体における人手不足への対応

(3) 集中復興期間後（「復興・創生期間」）の復興事業

(4) 集中復興期間後（「復興・創生期間」）の財源の確保

おわりに

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故を伴う、未曾有の地震・津波による大災害から、4年余りが経過した。われわれは、家族や友を奪い、家財を流し、慣れ親しんだ景観すら残すことを許さない自然の脅威に呆然自失し、悲しみに打ちひしがれたものの、国内はもちろん、世界中から寄せられた救助や支援に励まされ、次第に勇気とやる気を奮い起こし、被災者の方々とともに敢然と復旧・復興に立ち向かってきた。

震災発災直後から、自由民主党と公明党は福島再生特別措置法の制定をはじめ、建設的な提言、立法提案を通じて、被災者・避難者の方々の生活再建と被災地の再生復興を促進してきた。

さらに、われわれが政権与党に復帰した後、単なる復旧・復興ではなく「創造的復興」を目指し、与党・政府が一体となり復興の加速化に取り組んできた。4次にわたる与党提言を受け、政府においては、現場主義を徹底し、5度にわたる住宅再建・復興まちづくりの加速化措置、各省横断のタスクフォースの創設など、矢継ぎ早に力強い施策を講ずることで、被災地の復興は大いに加速した。

いまや「地震・津波被災地域」では、復興の槌音が響くだけでなく、まちの活気や生活感を感じられるまでに立ち直りつつある。住宅再建・復興まちづくりの事業の約9割が既に着手し、特に、住まいの確保に関する事業は、今年度中に64市町村において完了予定である。また、残る市町村においても、概ね平成30年度までには完了する予定であり、復興事業の完了に向けた見通しが立ちつつある。被災者支援や産業・なりわいの再生など、復興の新たなステージにおける課題に的確に対応しつつ、復興期間10年以内における一刻も早い復興の完了を実現すべく一層の奮闘を続けていく決意を改めて強くしている。

一方、「原子力事故災害被災地域」では、既に避難指示を解除し、新たな生活を始めた区域、あるいは早晩、避難指示解除が可能となる区域もあるほか、いまだ復旧の緒に就いてすらいない地域もある。原子力事故災害への対応については、着実に安全の確保を図りながら、回答の用意されていない未知の課題については、政府・東京電力が一体となって解決策を構築しなければならない。

そうしたなかで、特に廃炉・汚染水対策のたゆまぬ実施を全ての前提と位置付け、その上で、被災地の実態を十分に踏まえ、地元としっかりと対話しつつ、避難指示解除までの道程を着実に歩み、同時にまちとしての機能の回復・整備を図るため、事業再開や生活再建に向けた集中的支援について、生活面、産業面、行政面の支援パッケージを策定する必要がある。これらの取組みが地元のニーズに見合ったものとなっているか、また真に福島復興の加速に資するものであるか、しっかりと検証を行い、復興と創生を確かなものとしていかなければならない。

今回の提言では、以下の3つの柱のもと、被災者の方々が希望を持って前進できるよう、今後の復興の加速化に必要な方向性を整理し、復興期間の後半5年間「復興・創生期間」における政策展開の方向性を示すこととした。

- I 原子力事故災害被災地域の再生
- II 地震・津波被災地域の早期復興完了
- III 共通課題

特に、現在政府が検討している復興事業に関する財源については、「全額国費負担」が原則であり、被災者の方々や被災自治体が不安を抱くことのないよう、十分な財源確保を強く求める。また、一部の事業について、例外的に自治体負担を導入する際は、事業の内容を精査し、自治体の財政状況にも十分配慮したものとすることを求める。

一方、復興財源の原資は国民の負担により賄われており、そのほとんどが増税によるものであることからすれば、事業の必要性や妥当性については常に高い説明責任が求められ、過大な規格等を排し、効果的に執行されなければならないことも当然である。また、時間の経過による住民意向の変化等に伴う復興計画や将来展望の見直しも欠かせない。

平成28年度以降の「復興・創生期間」においては、復興のステージの進捗・変化に伴う新たな課題への対応に軸足を移しつつ、地方創生のモデルとなる復興の実現に向け、与党・政府一体となってさらに取組みを加速化していかなければならない。

I. 原子力事故災害被災地域の再生に向けて

～復旧から復興への橋渡し

(1) 廃炉・汚染水処理のたゆまぬ実施

- ① 地元との信頼関係の再構築をはじめ足元で残る課題への早急な取り組み
 - 汚染水対策の三原則（汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」および汚染水を「漏らさない」）に基づく対策を速やかかつ確実に推進すること。特に、サブドレン、陸側遮水壁の早期実現と海側遮水壁の早期閉塞を図るとともに、多核種除去設備の性能・稼働率等を改善すること。
 - K排水路からの汚染雨水流出を契機に取組みを進めている、敷地境界に影響を与える可能性があるリスクについての総点検を踏まえ、優先順位に応じて必要な対策を進め、フォローアップを定期的に行うこと。特に、排水路の浄化や流出経路等の対策を徹底し、できる限り敷地外への影響をなくすこと。
 - K排水路をめぐる不適切な情報公開問題によって傷ついた漁業関係者をはじめとする地元関係者との信頼関係の再構築を図ること。その前提として、東京電力においては、情報公開の新たな仕組みを確実に運用するための体制整備を進めること。
- ② 中長期的な廃炉・汚染水対策のための環境整備・体制強化
 - 政府は、廃炉技術戦略の司令塔機能を高めるために、人員を含め、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の強化を図ること。特に、中長期的なリスクの低減に向けて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力、政府機関が連携し、燃料デブリの取り出しに加え、中長期の廃棄物対策を検討する機能や研究開発の取りまとめ機能の強化を図ること。
 - 廃炉・汚染水対策を進める上で、ロボットの開発・活用等が非常に重要であり、浜通りにおける、新たな産業拠点の整備や雇用の創出につながるよう、モックアップ施設の有効活用など、イノベーション・コースト構想と有機的に連携しながら進めること。

- 東京電力においては、廃炉・汚染水対策についてのコミットメントをさらに強化すること。特に、廃炉推進カンパニーのマネジメントや放射線管理・分析機能の強化を図ること。
- 現場における人材確保のため、作業員の被ばく線量の更なる低減を図るとともに、着実な安全対策が、結果的に最も迅速な廃炉・汚染水対策の実現につながることを踏まえ、政府は、東京電力に対し、元請事業者と一体となった現場の安全対策の強化（労働安全衛生管理体制の強化、被ばく低減対策の発注段階からの検討、リスクアセスメントの実施、体感型の訓練施設を用いた新規入所者の危険予知能力の向上など）を図るよう指導すること。
- 今後の廃炉を支えるべく、計画的な人材育成を図ること。
- 福島第一原子力発電所の警備強化等、セキュリティの強化を図ること。

③ さらに検討を進めるべき課題

- 多核種除去設備での処理後の水について、その取扱いを検討すること。
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力、資源エネルギー庁等は、互いに連携し、原子力規制委員会との積極的な対話を講じつつ、廃炉の実施に向けた検討を加速させること。特に、放射性廃棄物の処理・処分に向け、今後の取扱いの基本的考え方の検討を進めること。

(2) 避難指示解除等の着実な実施

- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものであり、真の復興に向けた重要な一歩である。復興加速の環境整備、長期避難の弊害解消等を図るため、事故から6年を超えて避難指示の継続が見込まれる帰還困難区域以外の区域、すなわち避難指示解除準備区域・居住制限区域については、各市町村の復興計画等も踏まえ遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むこと。

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還住民の生活再構築のためには復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導すること。
- 旧緊急時避難準備区域や旧避難指示区域についても、国・福島県・市町村等が連携し、必要な復興施策を検討すること。
- 帰還困難区域の取扱いについては、線量の見直し、住民の帰還意向、産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討すること。この中で、線量低減を踏まえた復興拠点となる地域について避難指示区域の見直し等を早急に検討すること。また、復興に不可欠な広域的なインフラや復興の拠点における個別の除染および廃棄物処理を含む復旧・復興の取組みは、復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から地域再生に向けたものとして実施すること。
- 長期にわたる避難生活に際し、引き続き長期避難住民と受入市町村の住民とのコミュニティ形成・維持や、見守り、心のケア等の被災者支援を通じて、その安定した生活環境の確保を図ること。
- ふるさとを離れて新しい生活を開始されている住民の方々の生活再建のための支援について、引き続きしっかりと実施していくこと。

(3) 原子力事故災害被災者の自立に向けて

避難された方々が、再びふるさとでの自立した生活を営むためには、インフラや住宅はもとより、働く場所、買い物する場所、医療・介護施設、行政サービス機能といったまちとして備えるべき機能を整備し、帰還して本格的な生活を安心して再開できるような、また、外部から新たな住民を呼び込めるような環境整備を進める必要がある。このため、以下の取組みを進める必要がある。

- ① 事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援
- 住民の帰還に向けた事前の準備として、民間事業者や一次産業従事者の事業の再建、働く場所・生計を立てる手段を確保するためのなりわいの再建、帰還後の生活の再構築に向けて、避難指示解除のさらなる進展が見込まれ、住民帰還に向けた環境整備の必要性が強まる平成 27 年度と 28 年度の 2 年間で、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、以下のような取組みを充実すること。これによって、特に被災 12 市町村のおかれた厳しい事業環境のもとでも、事業やなりわいの再建等の普通の暮らしを可能とし、原子力事故災害により生じている損害の解消を図ること。
- ・ 事業者への個別訪問を通じた実態・課題等の把握、各種支援施策の活用に向けた後押し
 - ・ 事業再建や働く場・なりわいの確保のための支援策
 - ・ 人材確保のための支援策
 - ・ 農林水産業の再生施策
 - ・ 風評被害対策、諸外国の農林水産物輸入規制に対する解除・緩和に向けた働きかけ
 - ・ 販路開拓支援策
 - ・ 商業・小売店等の買い物環境の整備に向けた支援策
 - ・ 医療・介護・福祉施設の整備に向けた支援策 等
- 自立支援施策の展開に当たっては、現行の関係省庁の支援策を最大限活用することに加え、今後も、地元のニーズを踏まえた支援策の充実を図ること。
- 上述のような支援措置の機動的展開や専門的サポートに資するよう、国・県・民間が一体となって人員や資金等を手当てし、新たな支援主体を創設すること。支援主体は、被災された方々の置かれている状況に寄り添った支援を実施することが必要である。このため、まずは、一次産業を含む事業者の方々を個別に訪問すること等により要望や意向を把握し、その上で事業再建に向けた支援策の紹介や専門的な知見を活用した経営相談などを効果的かつ丁寧に行うものとする。さらに、支援を行って行く中で得られた知見等も踏まえ、本年末をめどに、自立支援に向けた官民の取組み状況を再点検し、支援主体のあり方を含む支援の拡充を検討すること。具

体的には、事業者の方々や住民の方々の自立に向けて、地元のニーズが強い帰還後のコミュニティ再生支援、高齢者や事業再開に至らなかった方等の新しい生きがいや働く場の創設などの取組みを検討すること。

- さらに、被災地においては、全体として多くの求人が存在しているが、職種によって、求人と求職にギャップが生じ、雇用のミスマッチがある。また、原子力事故災害により、避難生活を続けているの方々の中で、いまだ安定した職業に就けない生活を送る方がおり、こうした方々の自立のために被災者に寄り添った就労支援が必要である。こうしたことから、国・県・市町村の連携・協力を強化し、一層きめ細かで総合的な雇用対策を講ずること。
- 医療・介護・福祉施設の再開・整備にあたっては、医師・看護師などの人材確保等が大きな課題であり、国のリーダーシップの下、福島県・市町村等と連携し、地域のニーズに対応したきめ細かな対策を取ること。
- 特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国がしかるべく指導すること。
- 営農の再開に向けては、市町村における農業者の意向の把握、地域農業の将来像の策定を支援し、地域の実情を踏まえながら、その実現を後押しする施策を講ずること。
- 中山間地域の住民にとって重要な存在である森林については、原発事故から4年が経過し、森林内の放射性物質の大半は土壌表層に滞留していることを踏まえ、間伐等の森林整備と土砂流出抑制等の放射性物質対策を一体的に推進することにより、地表面の土壌の移動や流出を防止し、生活圏への放射性物質の移動を抑制するとともに、良質な木材資源の育成とその利用を通じて森林・林業の再生を図り、長期的な事業の継続を可能とすること。
- 水産業においては、操業自粛が長期化する中、放射性物質調査を踏まえつつ、試験操業・販売を進め、漁業の再生に向けた取組みを支援すること。また、水産加工業の販路回復に向

けた新商品開発や、原料確保支援を行うとともに、放射性物質調査の結果の情報発信と、水産物の輸入規制に対する解除・緩和の働きかけを行うこと。

② 広域のまちづくり

- 県・市町村が構想している復興の拠点やイノベーション・コースト構想等の拠点について、広域的視点、持続可能性、避難指示解除時期との関係などに配慮しつつ、早期の整備・立地を進めるよう必要な取組みを進めること。その際、住居・商業・医療・福祉・教育など生活上必要な機能の整備、そこに暮らす人々が生きがいを持って暮らせるようななりわいの再建にも配慮した上で立地を進めること。また、拠点の整備だけでなく、若い人や女性、子どもも含めたコミュニティの再生、未来を担う種となる人材を育む人づくり、文化・伝統の継承・創造など地域の誇りや活力につながる取組みを後押しすること。

特に、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を前に、希望を持てるまちづくりにオールジャパン体制で取り組むこと。

- 上記の事項や今後の人口動向等も踏まえ、中長期・広域の視点で、12市町村の将来像を取りまとめること。
- ロボット産業、浜通りで起こりつつあるエネルギー関連プロジェクト（再生可能エネルギー、IGCC（石炭ガス化複合発電）、LNG、スマートコミュニティ等）、医療関連産業等の新産業の創出、スマート農業の推進や農業の六次産業化、植物工場を含む企業誘致、風評被害の払しょく等に向けては、国・県・市町村と民間との連携・協力を一層強化すること。

（４）風評被害対策、リスクコミュニケーションの強化

- 「風評対策強化指針」の施策を検証し、関係省庁が連携しつつ、一層の効果的取組みを推進すること。その際、放射能と放射線の違いやさまざまな単位の意味等が国民にはよく知られていない現状を踏まえ、放射性物質の健康影響等が正しく理解されるよう、国民に信頼される手法での分かりやすい情報提供に努めること。

- 福島第一原子力発電所の状況に係る情報提供に当たっては、ロボットによる調査の成果をはじめ、廃炉・汚染水対策の進捗等について、前向きな情報発信についても強化すること。あわせて、今後とも増加が見込まれる現場視察者に対する広報や説明の充実・改善を図ること。
- 依然として、福島第一原子力発電所の事故を契機として、被災地をはじめわが国の産品について輸入規制をかけている国もあることから、廃炉・汚染水対策の進捗状況を含めた国内外への情報提供・魅力の発信、輸入規制・渡航制限等の解消に向けた諸外国への説明・働きかけを徹底するとともに、地元とも連携しつつ、被災地産品の販売促進、誘客の推進などを図ること。
また、避難指示区域内の常磐自動車道や国道6号の通行に伴う放射線量や健康への影響などの情報提供を関係事業者等に対して行うとともに、漁業の試験操業の検査に係る検査機器の充実対策を図ること。
- 農林水産業における放射性物質対策のさらなる支援を実施し、風評被害対策をさらに強化するとともに、出荷制限にある食品について、実態に即して解除に向けた取組みを検討すること。
- 住民の方々が帰還し安心して生活していくために、平成25年11月の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（原子力規制委員会）を踏まえ、引き続き、総合的・重層的な防護措置を着実に講じていくこと。復興の動きと連携した除染を進めていくとともに、放射性物質の健康影響に係る情報提供を含め「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」の継続的なフォローアップなど、取組みの強化を図ること。
また、住民を身近で支える相談員制度について、親身で適切なアドバイスが提供できる体制を確保するため、地元が効果的に活用できるような支援を国として継続的に実施し、さらなる普及を後押しすること。

(5) 中間貯蔵施設の整備

- 福島県内各地の仮置場に大量の汚染土壌が保管されている現状を踏まえ、地域住民の不安を一刻も早く解消するため、できる限り迅速に中間貯蔵施設への汚染土壌の搬入を進めること。

- このため、中間貯蔵施設の整備と継続的な搬入に向け、政府一体となり、用地交渉等に関する人員体制の確保をはじめ、必要な取組みを行うこと。
- 中間貯蔵施設の用地交渉に当たっては、なお一層、地権者への丁寧な説明をするとともに地権者の声に耳を傾けること。

(6) 指定廃棄物の着実な処理

- 国は、放射性物質汚染対処特措法に基づき責任を持って、放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めること。
- 福島県以外の5県の指定廃棄物の処理については、市町村長会議や有識者会議での検討を踏まえ、長期管理施設の受入れに関する地元自治体との調整を加速させること。風評被害対策や地域振興策については、これまでの考え方にとらわれず効果的に実施され、各県の実情を踏まえ受入れに資するよう充実を図ること。福島県での既存管理型処分場活用に係る受入合意に向け、受入自治体支援も含め最大限の努力をすること。

(7) 常磐線の早期復旧に向けて

- JR常磐線について、出来るだけ早期の全線開通を実現すること。そのため、浪江駅－富岡駅間についても具体的な復旧工程表の作成や区域運用のあり方についての検討を行い、速やかに結論を得ること。

Ⅱ. 地震・津波被災地域の早期復興完了に向けて

～住宅再建・復興まちづくりの加速化

- 被災者による住宅の自力再建を後押しする観点から、被災者生活再建支援金や取崩し型復興基金の活用による支援、高台移転事業における土地代負担の軽減、住まいの復興給付金、低廉な住宅等のモデルプランの情報提供・普及促進など、各種住宅再建支援施策等を着実に推進し、その充実、弾力的運用に努めること。
- 防災集団移転促進事業の移転元地については、地域の意向も踏まえた具体的なニーズに基づき、復興交付金等を活用し有効活用に取り組んでいる事例も見られるため、このような先進事例を紹介していくとともに、各地域の実情を踏まえてどのような支援が可能か検討すること。

Ⅲ. 共通課題

(1) 仮設住宅の供与期間に係る対応

- 避難生活も5年目に入ったことから、仮設住宅の供与期間の見通しについては、現在の入居者の今後の生活再建が円滑に進むように、できる限り早期に示すこと。
- 今後、自治体において、仮設住宅から恒久住宅への移転を進めるに当たり、円滑な移転を促進する観点から、国は、各自治体において、仮設住宅の入居者へのきめ細かい対応が可能となるよう、住宅・生活再建のための相談体制整備などの対策を検討すること。
- 福島県の仮設住宅の供与期間については、原子力事故災害の特性を踏まえ、避難指示区域とそれ以外の区域について、それぞれ対応を検討すること。
- 福島県の避難者が県内外に分散している状況を踏まえ、避難者の帰還や生活再建を円滑に進めるための県の取組みについて、国としてしっかり支援すること。

- 長期の使用により土台の劣化した仮設住宅の修繕について、引き続き適切に対応すること。

(2) 被災自治体における人手不足への対応

被災自治体においては、依然として人手不足の状況が続いている。復興事業がピークを迎えていることから、引き続き被災自治体への応援職員の確保に努めるとともに、発注事務の工夫などにより被災自治体の業務軽減にも取り組むこと。また、地元からの採用・人材育成にも努めること。

(3) 集中復興期間後（「復興・創生期間」）の復興事業

地震・津波被災地域においては復興期間 10 年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了、原子力事故災害被災地域においては復旧から復興への橋渡しができるよう、被災者の心に徹底的に寄り添い、声に丁寧な耳を傾け、国として必要な支援を引き続きしっかりと行っていく必要がある。「復興・創生期間」においても、被災地が安心して復興に取り組み、被災者の方々に一刻も早くふるさとを取り戻していただくことができるよう、万全の対策を講じていくこと。

- 被災地が安心して、希望を持って復興に取り組むことができるよう、集中復興期間後の5年間について、あらかじめ事業量を適確に見積もり、復興支援の方針を、財源とともに示すこと。
- 特に、震災からの早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路や復興支援道路については、平成 28 年度以降において、その進捗の加速に向けて、必要な事業量を確実に確保すること。
- 緊急雇用など当初の目的を果たし終了する事業についても、その役割や効果を検証し、「復興・創生期間」におけるステージの変化に応じた新たな支援のあり方について、検討を行うこと。事業内容や対象地域など不断に見直しつつ、被災者支援をはじめ、被災者の抱える課題に的確に対応していくこと。

- 復興交付金の効果促進事業について、更なる活用を図る観点から、被災地におけるニーズに対し柔軟に対応すること。
- 原則として、被災者支援や被災者の住宅再建等復興の基幹的
事業や原発由来の事業のほか、「創造的復興」を実現していく上で特に不可欠な事業についても、全額国費負担の措置を継続すること。

ただし、増税により財源の負担をお願いしている国民の理解を得る観点や、被災地以外の地域との間での公平性の観点から、その必要性や内容について見直しが求められる事業については、例外的に、被災自治体において、負担能力の範囲内で一部負担すること。その際の負担の程度は、被災地以外で行う事業と比較して、大幅に低減し、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮すること。

(4) 集中復興期間後（「復興・創生期間」）の財源の確保

被災者の方々や被災地が安心して復興に取り組み、「創造的復興」を成し遂げるためには、当然のことながら、引き続き国としての財政支援を継続することが必要である。その際、増税によることなく、国が保有する資産の有効活用など税外収入の確保等により、「復興・創生期間」5年間の財源を、被災地の要望も踏まえ、あらかじめ十分に確保すること。

おわりに

「復興の道は、いまだ険し」の状況はまだ継続するものの、地震・津波被災地域では、大宗において展望が見えてきているし、原子力事故災害被災地域においても、光明が差ししてきた地域は着実に増えてきている。

放射性物質の広範な飛散という初めて経験する災害への対応であったがために、発災当初は混乱もあったが、被災者の方々は冷静に行動し、互いに助け合い、困難の中でも懸命に復興に取り組んできた。まずはそのことにあらためて深い敬意を表したい。

震災から4年2か月を経過した現在でも、いまだ22万人を超える方々が、ふるさとを離れての避難生活を余儀なくされていることは現実であり、一日も早く、被災者の方々が希望を持ち、安心して生活できる環境を取り戻さなければならない。このため、われわれは、自ら齒を食いしぼり、周囲を励まし、険しくとも復興の道を歩もうとしている人々と手を携えて、具体的な地域の将来図を共に描き、実現していく責任をいよいよ果たさねばならない。

われわれは、新しいまちの新しい家で家族そろってオリンピック・パラリンピック東京大会を応援できるよう、帰還困難区域にある自治体にあっても「5年後には住めるまちづくり」の実現を第4次提言で謳った。そして今回、これまでに記述した強い決意と各施策のもと、被災された方々とともに、今次の災害に対する支援をいただいた世界中の皆さんや増税を引き受けていただいている日本国民の皆さんへのお礼と恩返しを1日も早い「復興」というかたちでお示ししたい。